

2025年5月26日改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。
平取町に本籍のある方への通知書は、
8月中旬頃送付を開始する予定です。

通知書が届きましたら、記載された氏や名のフリガナを必ず確認し、誤っている場合は届出をしてください。

マイナポータルでのオンライン届出が便利です。

通知されたフリガナに誤りが
なければ、**届出不要**です！



2026年
5月以降

通知されたフリガナが戸籍に記載されます。



【詐欺にご注意ください】

- フリガナの届出に手数料はかかりません。
- 届出をしなくても罰則はありません。

【お問い合わせ】専用コールセンター



0570-05-0310

平日 午前8時30分～午後5時15分

詳しくはこちら→
(法務省ホームページ)



お問い合わせ 平取町町民課住民年金係 (4-6113)